議第61号

令和6年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和6年度山形市水道事業会計決算(別冊のとおり。)に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見(別冊のとおり。)を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和7年9月4日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘